

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社鯨井会計は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の「一般事業主行動計画」を策定する。

1. 計画期間： 2021年3月1日 ～ 2023年2月28日

2. 目標と取組内容・実施時期

- 2021年末までに女性管理職を1名 2023年までに計3名にする

目標：管理職（係長級以上）に占める女性労働者を3名以上にする。

<取組内容>

- 2021年3月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
※期待するスペックや組織としてのより良い効果など具体的な内容
- 2021年4月～ 女性管理職対象者に対するヒアリングの実施及びモデルケースを伝える
- 2021年4月～ 管理職養成のための研修カリキュラム作成及び昇進・昇格の評価基準や運用等の確認及び見直し
- 2021年10月～ 管理職候補の女性を対象としてセミナーを開催
※期待するスペックの共有、今後の流れの説明
※管理職として必要な基礎知識の習得
- 2021年11月～ 管理職候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施
- 2021年12月～ 女性管理職対象者の研修を実施（2022年11月まで2ヶ月に1回実施）
※キャリアプラン作成後の目標管理を含む
※研修は2ヶ月に1回、目標管理の面談は1ヶ月に1回
- 2022年2月～ 経営者や管理職を対象に2021年に実施した行動計画の成果の確認と見直しの意見交換の実施
※2021年2022年2023年で女性労働者の管理職を3名にする